

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び
 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条の規定による書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1 分別解体等の方法

(該当事項の 欄に「レ」を付すか「 」とする)

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	建築設備・ 内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	外装材・ 上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

(受注者の見積金額)

円(税込)

解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、
 解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)
 この欄に書ききれない場合は別紙に記載のこと。

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(受注者の見積金額)

円(税込)

再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用
 及び運搬に要する費用とする。